

「学長共著論文に関する調査結果および調査委員会見解」について

別添資料1は、3月17日、小池監事の呼びかけで開催された会議（佐藤医学部長、菅原新医学部長、山川工学部長、高良新工学部長、金子評議員、親川理事、山崎機構長が参加）で、医学部側が提出した文書「学長共著論文に関する調査結果および調査委員会見解」です。佐藤医学部長と菅原新医学部長は、この文書に基づいて、学長共著論文には不正がないことを説明しました。

本文書の中の「調査委員会」とは、M教授の論文不正に関する医学部調査委員会のことだと思いますが、この調査委員会の見解には重大な不備があります。

以下に、評議会に提案を行うとともに、調査委員会の見解について5項目の不備を指摘し、個々について説明したいと思います。

A 評議会への提案

1月7日に琉球新報紙は、その一面トップで学長共著論文に関して不正疑惑を指摘しています。学術審議会の唐木副会長は、以下のように私たち琉球大学の対応を批判しています。

「科学の品質を保証するため、研究者は疑いをかけられたことに説明する責任がある。」
大学の教育研究に関する最高議決機関である私たち教育研究評議会は、一般社会から指摘された今回の論文不正疑惑に対し、大学としての公式調査結果を公表する責務があります。

後述の通り、医学部の文書（調査委員会見解）には多くの点で不備があり、社会への説明責任に耐え得るものではないと判断されます。

今回の論文流用問題は医学部教員によってなされたことから、調査は医学部が行いました。しかし、学長共著論文については、学長がどの学部にも属していないことから、評議会において調査がなされる必要があります、調査権限も評議会にしかないと判断します。

従いまして、評議会に対し、以下通り提案いたします。

評議会への提案内容

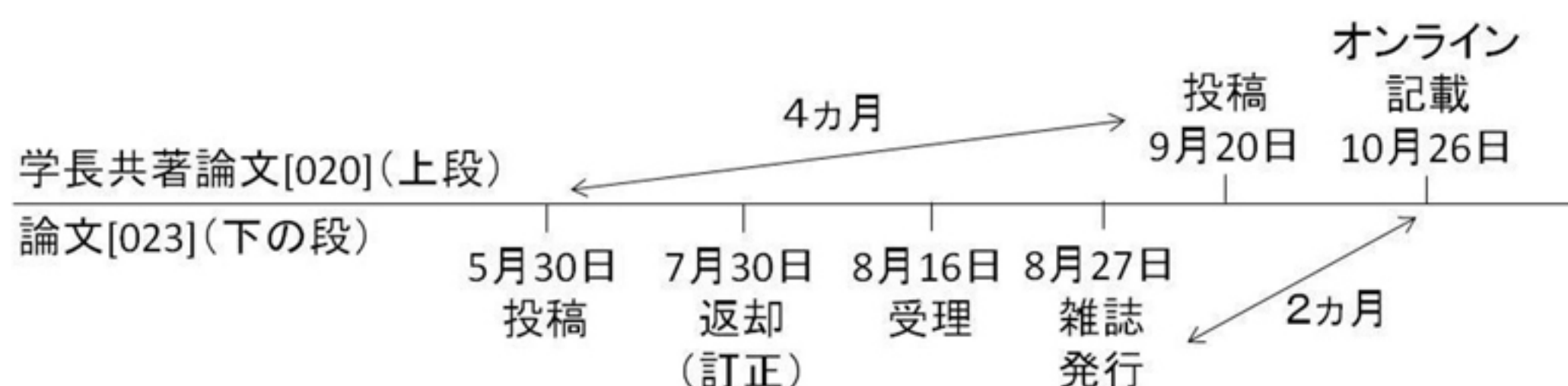
- ・評議会の下で、学長共著論文に関する調査員会を作り、公正な調査を行う。
- ・調査委員会は、評議会主導で作成し、学外委員を少なくとも1名入れる。
- ・次回の評議会にて調査委員会を立ち上げる。

B 調査委員会の見解の不備について

1. 「論文020は、他からのデータ流用がなく、不正に作成した論文ではない。」（別添資料1の第1ページの末尾の文）について

資料 1 の第 1 ページの図と表は、2007 年に発表された学長共著論文 [020] に記載の画像が 2010 年に発表された論文 [005] に流用されていることを示しているだけのものです。このことから、「論文 020 は、他からのデータ流用がなく、」という結論を導くことができません。つまり、この調査委員会の見解には、根拠がないのです。

2. 「両論文の掲載時期（2007 年 8 月と 10 月）がほぼ同時期であり、二次使用という指摘は当たらない。」（別添資料 1 の第 2 ページ下から 10 行目）について



上の図は、学長共著論文 [020] と論文 [023] の投稿から掲載までの日付を時系列に並べたものです。同図から、以下の 2 点が明らかです。

- ・ 学長共著論文 [020] の投稿は、論文 [023] の投稿から約 4 か月後である。
- ・ 学長共著論文 [020] の投稿は、論文 [023] の雑誌掲載 (Published) の後である。

以上の時系列から、論文 [023] の画像が学長共著論文 [020] に流用されたと考えるのが自然です。

なお、別添資料 1 の第 1 ページに示された論文 [005] (2010 年発表) の画像では下端の横バーのみが消されていることから、学長共著論文 [020] からの流用ではなく、論文 [023] からの画像の流用と考えるのが自然です。

加えて、調査委員会が、時間差の短い「掲載」時期のみを取り上げたのは意図的でないかという疑いがあります。調査では、上の図のように全てのデータを示した上で結論を導くべきであり、そうでないと法律で言う「手続き不備」に相当し、手続き不備があるだけで調査結果の信頼性が失われます。

3. 「論文 023 では他にも数か所で不正な画像の使い回しがあり、不正論文として取り下げとなっている。論文 020 の画像データが 023 で不正に流用された可能性が高い。」(別添資料 1 の第 2 ページ下から 8、9 行目) について

M 教授の論文を取り下げた雑誌 Blood と Infection and Immunity は、各々 American Society of Hematology や American Society for Microbiology という米国の学会が発行しているもので、それらの学会は論文不正に厳しい対応を取っています。事実、M 教授は、後者の学会から、学会が発行している全ての雑誌への論文投稿禁止 10 年間という厳しい罰を受けています。

一方、学長共著論文 [020] の雑誌は、Elsevier という出版社が発行している雑誌です。今回の論文取り下げの有無は、雑誌の発行母体によるところも大きいと言えます。論文取り下げに関し、佐藤調査委員長がどのような内容の手紙を雑誌社に送ったのか、また、雑誌社からの回答はどうだったのか、全てを明らかにした上で調査の結論を導くべきです。

繰り返しますが、一部のデータを示して調査結果を導くことは「手続き不備」に相当し、手続き不備があるだけで、調査結果の信頼性が失われます。

4. 当該院生からの事情聴取 (別添資料 1 の第 2 ページの下から 1~7 行目) について

以下の通り、この当該院生からの供述を記載したことは問題点が多いと言えます。

- ① 調査委員会の見解を記載した後に、当該院生からの供述が記載されているのはなぜでしょうか。供述の内容が調査委員会の見解にどのように反映されているのか、明確に記述すべきです。
- ② 当該院生からの事情聴取は、M 教授論文不正に関する医学部調査委員会が行ったのでしょうか、それとも学位論文に関する医学部調査委員会が行ったのでしょうか。目的の異なる調査の供述を転用することには問題があります。
- ③ この論文は、当該院生の学位論文であると考えられます。学位論文が取り消されるかもしれない立場にある彼らからの供述をここに転用したとすれば、問題です。
- ④ 当該院生の供述は、「と思う」、「思うが」、「可能性がある。」など、曖昧です。ラボノートなどで確認させるなどして、正確に供述させるべきです。
- ⑤ 当該院生の供述は M 教授に不利益になる内容であり、M 教授からの供述が明示されていないのは、明らかに不公平です。
- ⑥ M 教授に限らず他の共著者への事情聴取の内容も、全て明示すべきです。
- ⑦ 事情聴取だけでなく、ラボノートおよびパソコンに残されたデータも調査すべきです。

以上のいずれもが、明らかな手続き不備に相当します。

5. 調査委員の氏名の表示等について

本文書のタイトルは、「学長共著論文に関する調査結果および調査委員会見解」となっていますが、調査委員会の名称、調査委員の氏名、調査の方法と経緯が全く記載されていない不完全な調査報告です。

また、本文書では、「調査委員会の見解」という言葉が使われています。「見解」という曖昧な結論を提示するのではなく、しっかりした調査に基づく「調査の結論」を提示すべきです。調査委員の氏名を明示せず、しかも曖昧な「見解」の提示では、責任の所在がはっきりしない文書と言わざるを得ません。

2011年3月22日

別添

資料1：3月17日に医学部側が提出した文書

「学長共著論文に関する調査結果および調査委員会見解」

資料2：論文023および学長共著論文020の第1ページ